



幼児教育の無償化について



幼稚園保育料が全額無償

子ども・子育て支援新制度に移行している幼稚園に通う満3歳から5歳児までの子どもは、幼稚園保育料が全額無償化されます。

※通園送迎費、給食代、行事費などは無償化の対象外です

一部世帯は給食費（副食費）を給付または免除

世帯年収が494万円未満相当の世帯の子どもと全ての世帯の第3子以降の子どもについては、副食費相当分（月額4,500円まで）を給付または免除します。給付の場合、対象となる方には個別にお知らせいたします。

※副食費：主食を除く、おかずやおやつ等

※第3子の数え方：小学校3年までの子どものうち何番目か

預かり保育月額11,300円まで無償

区から保育の必要性の認定を受けた3歳児から5歳児までの子どもは、預かり保育利用料が月額最大11,300円まで無償化されます。

※月額の上限は（450円×利用日数）となり、利用日数に応じて変動します（月額最大11,300円まで）

※満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子どもは、住民税非課税世帯のみが無償化対象となり、月額最大16,300円まで無償化されます

※「幼稚園の預かり保育の実施時間数等が少ない場合」に限り、認可外保育施設等の利用料も合算対象になります

「幼稚園の預かり保育の実施時間数等が少ない場合」とは、

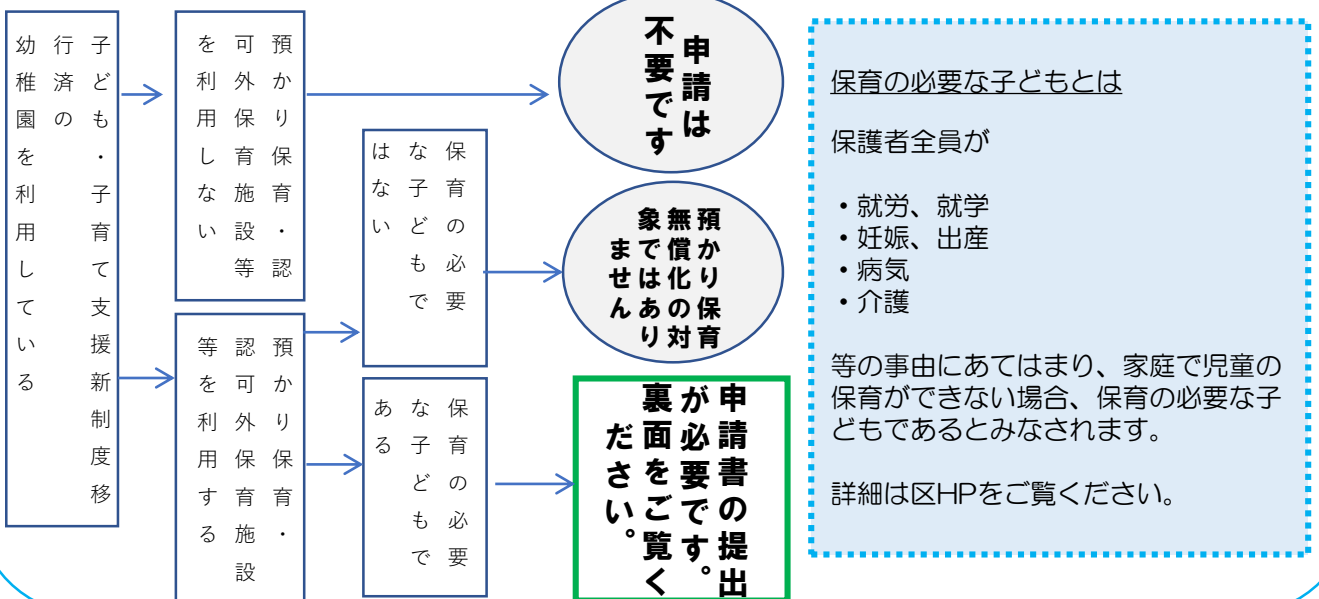
平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満または年間開所日数が200日未満の幼稚園を指します。

幼稚園へご確認ください。

預かり保育無償化の対象となるためには、利用前に施設等利用給付認定を申請していただく必要があります。利用後に申請した場合、認定を避けることができないため、認定前の分は給付をすることができません。保育の必要性があり給付を希望する場合は「施設等利用給付認定申請のごあんない」（中央区ホームページに掲載）をご覧ください。



以下を参考に、あてはまる手続きをご確認ください。



保育の必要な子どもとは

保護者全員が

- ・就労、就学
- ・妊娠、出産
- ・病気
- ・介護

等の事由にあてはまり、家庭で児童の保育ができない場合、保育の必要な子どもであるとみなされます。

詳細は区HPをご覧ください。

※認可外保育施設等とは。。。。

認可外保育施設（ベビーシッター、認可外の事業所内保育などのうち都道府県等に届出のあるもの）、一時預かり保育、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター（預かりが対象）

※「幼稚園の預かり保育の実施時間数等が少ない場合」にあたらぬ園については、幼稚園にて十分な水準の預かり保育が実施されているため、認可外保育施設等の利用料は合算対象とすることができません。

手続きの流れ

預かり保育等の利用料は、保護者の方が、①区の認定を受け、②利用した施設等に利用料を支払い、③支払った利用料に対する給付を区に請求することで、無償化されます。

①区の認定を受ける（利用前の手続きです。認定の遡りはできません。）

- ・「子育てのための施設等利用給付認定申請書」を区に提出してください。
申請書には、保育を必要とする事由について、該当する必要書類を添付してください。様式は、区のHPからダウンロードすることができます。
 - ・認定された方には、子育てのための施設等利用給付認定通知書（2号認定又は3号認定）が届きます。
- ※1号認定では預かり保育等にかかる給付を受けることができません。ご確認ください。

②幼稚園・利用した施設等に利用料を支払う

- ・預かり保育利用料は、幼稚園へお支払いください。
- ・認可外保育施設等を利用した場合は、利用料を施設等にお支払いください（合算対象とできるのは、「幼稚園の預かり保育の実施時間数等が少ない場合」に該当する園に在籍している場合のみです。）。
- ・各施設から発行される領収証・提供証明書は、給付請求手続きに必要となりますので、大切に保管してください。

③支払った利用料に対する給付を区に請求する（年2回手続き→年2回振込）

- ・請求の時期が近くなりましたら、区から幼稚園を通じて必要書類を配布いたしますので、ご請求ください。
- ・後日、請求時に指定した口座に振り込まれます（通常11月末・5月末）。

【問い合わせ先】

請求に関すること

中央区福祉保健部保育課
保育運営係
03(3546)5422

認定・給食費(副食費)に関すること

中央区福祉保健部保育課
保育入園係
03(3546)5387・9587

